

ふくちやま上下水道だより広告要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福知山市上下水道部が作成する、ふくちやま上下水道だよりに掲載する広告（以下「上下水道だより広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告内容等の制限)

第2条 上下水道だより広告は、福知山市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条及び福知山市広告掲載基準（以下「基準」という。）第4条に定めるもののほか、上下水道だより広告として適当でないと市が認めるものについては掲載しない。

(広告掲載料等)

第3条 広告掲載料の基準となる額は、福知山市上下水道部が別に定める。

2 広告のデザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

3 広告主は、広告掲載料を原則として福知山市上下水道部が指定する日までに、福知山市上下水道部が発行する納入通知書により納入しなければならない。

(広告の規格、数量及び掲載時期)

第4条 広告の規格、数量及び掲載時期は、福知山市上下水道部が別に定める。

(広告の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、福知山市上下水道部が別に定める日までに、福知山市上下水道部有料広告掲載申込書（要綱様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）を福知山市上下水道部に提出するものとする。

(広告原稿の提出等)

第6条 広告主は、福知山市上下水道部が別に定める日までに、福知山市上下水道部に広告の原稿を提出しなければならない。

2 上下水道だより広告には、広告主の名称及び連絡先について明確に表示しなければならない。

(広告内容等の変更及び修正)

第7条 広告主は、前条の規定により提出した広告の原稿を原則として変更及び修正することはできないものとする。ただし、福知山市上下水道部がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

2 広告主は、前項のただし書きにより広告の原稿を変更及び修正するときは、福知山市上下水道部にあらかじめ協議するものとする。

(広告主の選定)

第8条 福知山市上下水道部は、広告掲載希望者から第5条の規定による申込みがあったときは、当該広告掲載希望者及び広告内容が適当と認められるもののうち、要綱に規定する優先順位で広告主として選定する。

2 同優先順位の広告掲載希望者が2者以上のときは、くじにより決定する。

3 前2項の規定による広告主の選定及び決定は、福知山市上下水道部経営総務課において行う。

(広告主への通知)

第9条 福知山市上下水道部は、広告主を決定したときは、その旨を福知山市有料広告掲載決定通知（要綱様式第2号）により広告主に通知する。

2 福知山市上下水道部は、広告掲載希望者の申込み内容が第2条に該当し掲載できないものであるとき、もしくは広告主を他の広告掲載希望者に決定したときは、その旨を福知山市上下水道部有料広告非掲載決定通知（要綱様式第3号）により広告掲載希望者に通知する。

(契約の締結)

第10条 福知山市上下水道部は、第8条の規定により広告主を選定したときは、前条の規定による通知後、速やかに当該契約を締結するものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、要綱第12条に規定するもののほか以下の各項に規定する責務を負うものとする。

2 広告主は、掲載された広告に起因して福知山市上下水道部または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負う。

3 広告主の責に帰すべき事由により広告の掲載を中止するときは、これに伴う費用は広告主が負う。

(協議)

第12条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、要綱及び基準によるほか、福知山市上下水道部と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、上下水道だより広告の取扱いに関して必要な事項

は、福知山市上下水道部が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年3月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。